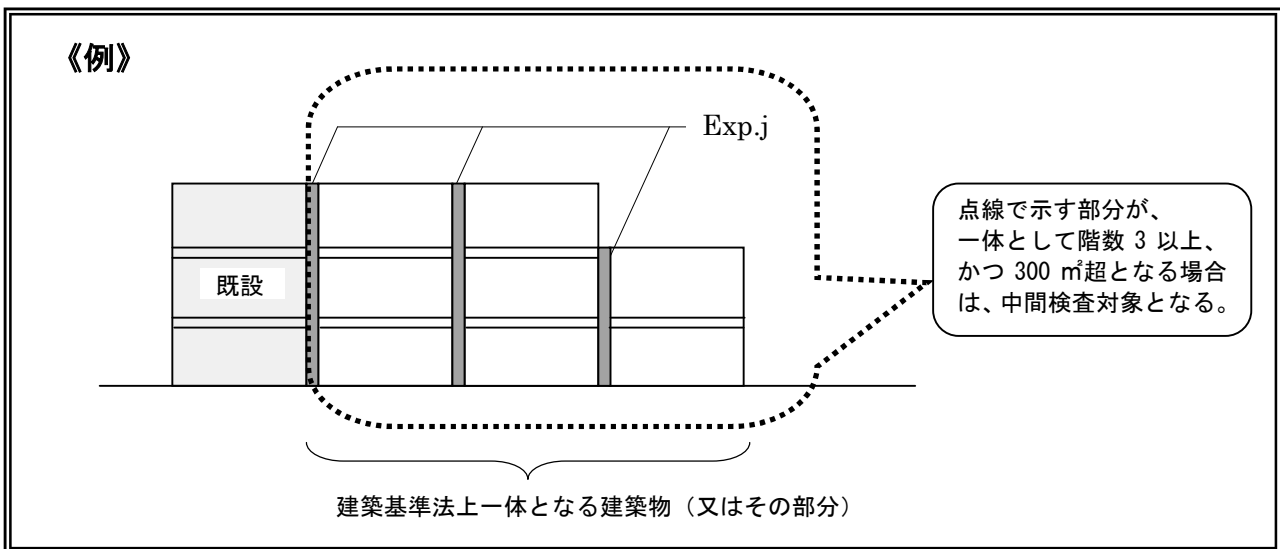


岐阜県が指定する中間検査対象建築物の考え方について

岐阜県が指定する中間検査対象建築物に関して、中間検査の要否の判断及び検査対象部分の考え方について、下記に示します。（※なお、岐阜県内の特定行政庁（岐阜市、大垣市、各務原市）においては、それぞれの特定行政庁により考え方が異なる場合がありますので、ご注意ください。）

構造的に分離される場合の中間検査対象建築物の判断

今回建築される建築物の部分同士がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で接している場合でも、建築基準法上一体の建築物である場合は、今回建築される部分が中間検査対象となるか否かを判断する。



工区分けした場合の中間検査対象部分

中間検査対象建築物を工区分けした場合においては、全ての工区毎にそれぞれ特定行程に至った都度、中間検査を行う。検査対象面積及び申請手数料は工区毎に算定する。（新築の場合も同様）

